

# 「グリーン社会の実現」に 向けた取組の推進について

令和3年8月17日

中四国サミット



## 「グリーン社会の実現」に向けた取組の推進について

2020年10月26日に行われた第203回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説において、「2050年カーボンニュートラル」を目指すことが宣言された。

以降、「2050年カーボンニュートラルへの挑戦は日本の新たな成長戦略である」として、地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画、長期戦略の見直しが行われているところであり、昨年12月には、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の策定、本年6月には「地域脱炭素ロードマップ」の公表など、グリーン社会の実現に向けた動きが加速している。

地方自治体でも、2050年カーボンニュートラルを表明する「ゼロカーボンシティ」が増加し、民間事業者においてもESG金融の進展に伴い、RE100やSBTなど「脱炭素経営」に取り組む大企業が増加し、サプライチェーンを通じて、中小企業にも波及している。

グリーン社会の実現には、エネルギー・産業部門の構造転換や、技術のイノベーションといった現行の取組を大幅に加速化し、重点的に投資をすることが必要である。

また、技術のイノベーションのみならず、現行の社会システムの転換やライフスタイルの変革をそれぞれの地域において実現していくことが必要であり、「国・地方脱炭素実現会議」で公表された、地域脱炭素ロードマップ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～において、今後5年間に対策を集中実施し、「①100カ所以上の「脱炭素先行地域」の創出」「②屋根置きなど自家消費型の太陽光発電やゼロカーボン・ドライブなど重点対策を全国で実施」により、地域の脱炭素モデルを全国そして世界に広げることとされている。ロードマップの内容のうち、直ちにできることは直ちに国・地方自治体・事業者・国民が一体となって実践に移すことが必要である。

さらに、2021年6月2日に公布された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」において、地方公共団体実行計画に、再生可能エネルギーの利用促進等の施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る「促進区域」及び「地域ごとの配慮事項（環境配慮、地域貢献）」に関する方針等を定めるよう努めることとされている。

については、グリーン社会の実現に向け、脱炭素を実現するモデルケースを複数創出し、多くの地域で、2050年を待たず脱炭素を達成するとともに、産業構造や社会経済の変革をもたらし、次なる大きな成長に繋がるという「経済と環境の好循環」を生み出すため、以下の事項を提言する。

- 1 「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、国は2030年の削減目標を大幅に引き上げたところであるが、国・地方自治体・事業者・国民が一体となった取組を着実に推進することができるよう、その削減目標達成に向けた具体的な道筋を明確にするるとともに、エネルギーの脱炭素化の方策を示すこと。その際は、地域ごとに異なる産業構造やエネルギーの消費・生成等の状況を十分踏まえ、国際競争力の維持に配慮すること。また、国として水素の利活用やカーボンリサイクルなどの技術革新等に率先して取り組むとともに、地方自治体・事業者等の取組を後押しするなど、国を挙げて地球温暖化対策に取り組む機運を醸成すること。
- 2 意欲的な目標として自然エネルギー協議会が提言した「2030年・自然エネルギーによる発電比率40%超」を着実に達成するため、地方自治体が「機動的に運用できる十分な財源」を確保すること。
- 3 グリーン社会の実現のためには地方自治体の率先行動が必要であるが、ロードマップに掲げる公共建築物等の太陽光発電設置、ZEB化などの目標達成のため、地方自治体に強力な財政支援を行うこと。
- 4 現在、国においてカーボンプライシングに関して、検討がなされているところであるが、カーボンプライシングが負担の公平性に配慮しつつ産業の競争力強化や成長に資するものとなるよう、そのあり方を広く議論し、国民・事業者の理解が得られる制度を構築すること。
- 5 脱炭素化を目指す中小企業に対し、必要な経費を助成するなど使用電力の再生可能エネルギーへの転換加速を支援すること。
- 6 カーボンニュートラルの実現に向けた、カーボンリサイクルなどの革新的技術の創出や事業転換を進めるため、地域の特性に応じた産業振興に資する産学官連携の研究開発・実証・社会実装の取組や設備投資等に対する支援策を講じること。
- 7 家庭部門における再生可能エネルギーの導入などのGX（グリーントランスフォーメーション）に向け、地域の実情を踏まえた自家消費型の太陽光発電、蓄電池の導入や省エネ住宅の取組などへ支援を充実させること。

- 8 改正地球温暖化対策推進法における、地方自治体の「地域脱炭素化促進事業の促進区域」設定に係る候補地選定基準の明示や必要経費の全額負担等により、先行的な脱炭素モデルが全国に広がることによる「経済と環境の好循環」を生み出すよう、国において制度や支援の仕組みを構築すること。
- 9 グリーン社会の切り札となるグリーン水素を活用するために、水素ステーション「運営費補助制度」の更なる充実や、管理棟や防火壁の建築費など「整備補助金」の対象範囲拡大のほか、整備に係る規制緩和の更なる推進を図ること。
- 10 モビリティ分野（トラック・鉄道・船舶等）におけるカーボンニュートラルの実現に向け、地方をフィールドとした運輸事業者等に対する先導的な取組及び充電インフラ・水素ステーション等のインフラ整備への積極支援を図ること。
- 11 グリーン社会の実現は国民の理解なしには成立しないことから、国民に対して科学的根拠に基づく脱炭素化の必要性、グリーン社会のもたらす便益、負担を丁寧に説明していくこと。

令和3年8月17日

中四国サミット

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	丸山達也
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政
徳島県知事	飯泉嘉門
香川県知事	浜田恵造
愛媛県知事	中村時広
高知県知事	濱田省司
(一社)中国経済連合会会長	荻田知英
四国経済連合会会長	佐伯勇人